

佐伯市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）

1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は測量・建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る要件設定型一般競争入札（あらかじめ設定された要件に該当し、入札参加資格を有する者が参加できる一般競争入札をいう。第 16 項を除き、以下「入札」という。）の電子入札による実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札

電子入札システムを使用して行う入札をいう。

(2) 電子入札システム

本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調達業務を実施するためのシステムをいう。

3 対象建設工事等

この要領による入札の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する必要がある建設工事等については、この限りでない。

(1) 設計金額が 5,000 万円以上の建設工事等。ただし、佐伯市建設工事等指名委員会規程（平成 17 年佐伯市訓令第 58 号）の規定により設置される佐伯市建設工事等指名委員会（以下「委員会」という。）が建設工事等の内容、規模等によりこの要領による入札に付することが適当でないと判断した建設工事等は除く。

(2) 設計金額が 5,000 万円未満の建設工事等であって、市長が、その内容、規模等によりこの要領による入札に付することが適当であると認めた建設工事等。

4 競争参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 対象建設工事等のうち、建設工事の場合にあつては佐伯市建設工事競争入札参

加資格審査要綱（平成 17 年佐伯市告示第 70 号）の規定により、測量・建設コンサルタント業務等の場合にあつては佐伯市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年佐伯市告示第 71 号）の規定によりそれぞれ入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に、佐伯市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 17 年佐伯市告示第 73 号。以下「指名停止基準」という。）の規定に基づく指名停止措置を受けていない日が含まれる者であること。また総合評価落札方式においては、技術資料の提出期間内に、指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていない日が含まれる者であること。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までのいずれの日においても佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）第 6 条に規定する市の事務及び事業における措置を講じられていない者であること。
- (5) 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 対象建設工事等（建設工事に係る部分に限る。第 9 号において同じ。）の業種に係る建設業法第 27 条の 29 の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P 点）が、一定の点数以上の者であること。ただし、対象建設工事等の難易度等により P 点を設定する必要がないと認める場合は、競争参加資格としないことができるものとする。
- (8) 対象建設工事等と同種で、かつ、同規模以上の建設工事等の履行実績がある者であること。ただし、対象建設工事等の難易度等により履行実績を設定する必要がないと認める場合は、競争参加資格としないことができるものとする。
- (9) 対象建設工事等の配置予定の技術者等の資格及び同種の建設工事等の施工経験が適正である者であること。ただし、対象建設工事等の難易度等により同種の建

設工事等の施工経験を設定する必要がないと認める場合は、競争参加資格としないことができるものとする。

- (10) 対象建設工事等の業種について、建設業法に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を有する者であること。ただし、対象建設工事等に係る予定価格が一定額以上の場合又は総合評価落札方式による場合は、特定建設業の許可を有する者としてすることができるものとする。
- (11) 本市の区域内に本店、支店等がある者であること。ただし、対象建設工事等の難易度等により本市の区域外に本店、支店がある者としてすることができるものとする。
- (12) 前各号及び次号の競争参加資格を満たす者のうち、関連会社の関係にある者同士の参加は、認めないものとする。
- (13) その他委員会が必要と認める事項を満たしていること。

5 競争参加資格の決定

前項各号に掲げる競争参加資格は、対象建設工事等ごとに委員会の議を経て決定するものとする。

6 入札の公告等

- (1) 契約担当者は、対象建設工事等を電子入札により執行しようとする場合は、佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号。以下「規則」という。）第22条第1号から第9号までに掲げる事項のほか、同条第10号の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - ア 入札書その他電子入札に必要な書類（以下「入札書等」という。）の提出方法
 - イ 予定価格（事前公表しない場合を除く。）
 - ウ 入札回数
 - エ 開札の立会い
 - オ 共同企業体により競争を行わせようとするときは、その旨及び構成員の数、組合せ、結成方法、出資比率、存続期間、代表者の要件及び構成員の要件並びに協定書の写しの提出期限
 - カ 総合評価落札方式に付するときは、その旨、評価値の算定を行うための資料の内容及び提出期限等並びに競争参加資格の事後審査方法及び落札者決定の方法
 - キ 落札者とならなかったことに対する申し立てに関する事項
 - ク その他契約担当者が必要と認める事項
- (2) 前号の規定による公告は、標準入札公告の例によるものとする。

7 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出並びに技術力等に関する資料及び競争参加資格証明資料の提出

- (1) 契約担当者は、競争参加資格の有無を確認するため、参加希望者から所定の期限までに、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、対象建設工事等を総合評価落札方式に付するときは、前号の申請書及び資料に代えて、参加希望者から所定の期限までに、技術評価点を算出するための資料として、技術力等に関する資料（以下「技術資料」という。）及び競争参加資格を確認するための資料として、競争参加資格証明資料（以下「証明資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (3) 申請書、資料、技術資料及び証明資料は、参加希望者が原則として、電子入札システムにより提出するものとする。
- (4) 第1号の期限までに申請書及び資料を提出しない者、第2号の期限までに技術資料及び証明資料を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格がないと認める者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (5) 申請書、資料、技術資料及び証明資料の提出期間は、佐伯市電子入札運用基準（平成19年10月1日施行）の受付期間等の標準的な考え方（資料1-2から資料1-3-1まで）によるものとする。
- (6) 申請書、資料、技術資料及び証明資料の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 申請書、資料、技術資料及び証明資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された申請書、資料、技術資料及び証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
 - ウ 提出された申請書、資料、技術資料及び証明資料は、返却しない。
 - エ 提出期限後における申請書、資料、技術資料及び証明資料の差替え並びに再提出は、これを認めない。

8 資料及び技術資料の種類及び内容

- (1) 資料の種類及び内容は、次のとおりとする。
 - ア 競争参加資格状況表（様式第2号）
 - 第4項各号において設定した競争参加資格の状況
 - イ 履行実績（様式第3号）
 - 第4項第8号に規定する建設工事等の履行実績
 - ウ 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験（様式第4号）
 - 第4項第9号に規定する技術者等の資格及びこれらの者の同種の建設工事等の

経験

エ その他契約当事者が必要と認めるもの

- (2) 技術資料の種類及び内容は、佐伯市総合評価落札方式試行要領の運用基準（平成 21 年 1 月 9 日施行）によるものとする。

9 設計図書の閲覧等

- (1) 仕様書、図面、設計書、及びその他見積に必要な資料、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、インターネットを利用した電子閲覧の方法によるものとする。なお、契約当事者が必要と認めるときは、別に定める場所において、紙媒体又は電子媒体による設計図書等を閲覧に供し、若しくは貸し付け、又は有料で配布することができるものとする。ただし、当分の間、電子閲覧に供する建設工事等の選定は、佐伯市建設工事等電子閲覧試行実施要領（電子入札用）（平成 23 年 11 月 1 日施行）第 3 条の規定によるものとする。
- (2) 参加希望者は、契約当事者が指定する販売所において設計図書等を購入しなければならない。ただし、契約当事者が設計図書等の全部又は一部を購入する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 第 1 号の規定による閲覧等は、原則として公告後速やかに開始するものとし、入札書の提出期間の最終日まで行うものとする。
- (4) 質問書は、契約当事者が公告で指定する場所及び方法により提出するものとする。
- (5) 質問書の提出期間は、原則として、設計図書の閲覧等を開始した日の翌日から開札日の 6 日（佐伯市の休日を定める条例（平成 17 年佐伯市条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。
- (6) 質問者に対する回答の期限は、原則として、質問書の提出を受けた日の翌日から起算して 4 日（休日を除く。）以内とする。
- (7) 質問に対する回答書の閲覧は、契約当事者が定める場所において行い、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して 4 日（休日を除く。）後までに開始し、入札書の提出期間の最終日まで行うものとする。

10 共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。
- (2) 入札参加資格要件は、共同企業体及び構成員それぞれについて設けるものとする。
- (3) 共同企業体の構成員は、当該対象建設工事等の他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。
- (4) その他の事項については、佐伯市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に

関する取扱要綱（平成 17 年佐伯市告示第 72 号）に定めるところによる。

11 開札

- (1) 開札は、第 6 項の規定により公告した日時に行い、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札候補者として決定するものとする。
- (2) 開札の結果、入札参加者のうち入札参加資格の審査を必要とする者（落札候補者）が複数あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより入札参加資格を審査するための順位を決定するものとする。
- (3) 開札に係る立会いは、佐伯市電子入札立会要領（平成 19 年 10 月 1 日施行）に定めるところによる。

12 落札者の決定等

- (1) 契約担当者は、前項の規定による開札を行った後、落札候補者について、競争参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 契約担当者は、前号の規定により落札候補者が競争参加資格を有すると確認（最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときを含む。）したときは、当該落札候補者を落札者とし、総合評価落札方式においては、落札候補者について佐伯市総合評価落札方式評価委員会の委員の意見を聴いた上で、適当である場合は、当該落札候補者を落札者とするものとする。ただし、競争参加資格を満たしていないと確認（最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときを含む。）した場合には、落札候補者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「次順位者」という。）又は予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者で、その者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合又は入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、順に同様の手続きを行うものとする。

- (3) 第1号の規定により競争参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争参加資格不適合通知書を送付するものとする。
- (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に行うものとする。ただし、第2号のただし書の規定による場合又は佐伯市高落札率入札調査制度試行要綱(平成19年佐伯市告示第34号)の規定に基づく高落札率入札調査を実施する場合は、この限りでない。
- (5) 契約担当者は、第2号による確認において、競争参加資格に疑義がある場合は、委員会の審査に付すものとする。
- (6) 契約担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

13 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、前項第3号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対して書面を持参することによりその説明を求めることができる。
- (2) 契約担当者は、前号の説明を求められたときは、委員会の議を経た上で、同号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合は、前項第3号の規定による通知を取り消し、前号の規定による回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、委員会の議を経るものとする。

14 開札の中止又は延期

契約担当者は、事業の推進その他に著しく支障を来たす場合又は著しく支障を来たした場合は、開札を中止又は延期することができる。

15 契約の保証

- (1) 落札者は、建設工事等に係る契約を締結しようとするときは、規則第6条第1項に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、規則第6条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

16 入札の無効

契約担当者は、公告に示した競争参加資格のない者のした入札、虚偽の記載をした申請書、資料、技術資料又は証明資料を提出した者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする旨を公告において明らかにするとともに、無効

の入札を行った者を落札者又は落札候補者としていた場合には、落札者決定の取消し又は落札候補者決定の取消しをする旨を公告において明らかにするものとする。

17 入札結果の公表

入札結果の公表は、建設工事にかかる入札については佐伯市公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成 17 年佐伯市訓令第 63 号）、測量・建設コンサルタント業務等にかかる入札については佐伯市委託事業の入札の過程に関する事項の公表要領（平成 17 年佐伯市訓令第 64 号）の定めるところによる。

18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、佐伯市電子入札運用基準、その他市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 17 日から公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 14 日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 16 日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 25 日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 18 日以後に公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 26 日以後に公告を行う入札から適用する。